

# 資料編

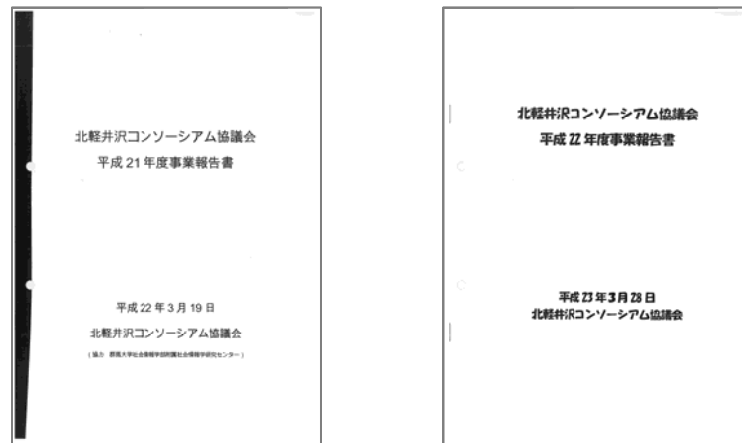


# 1 事例調査

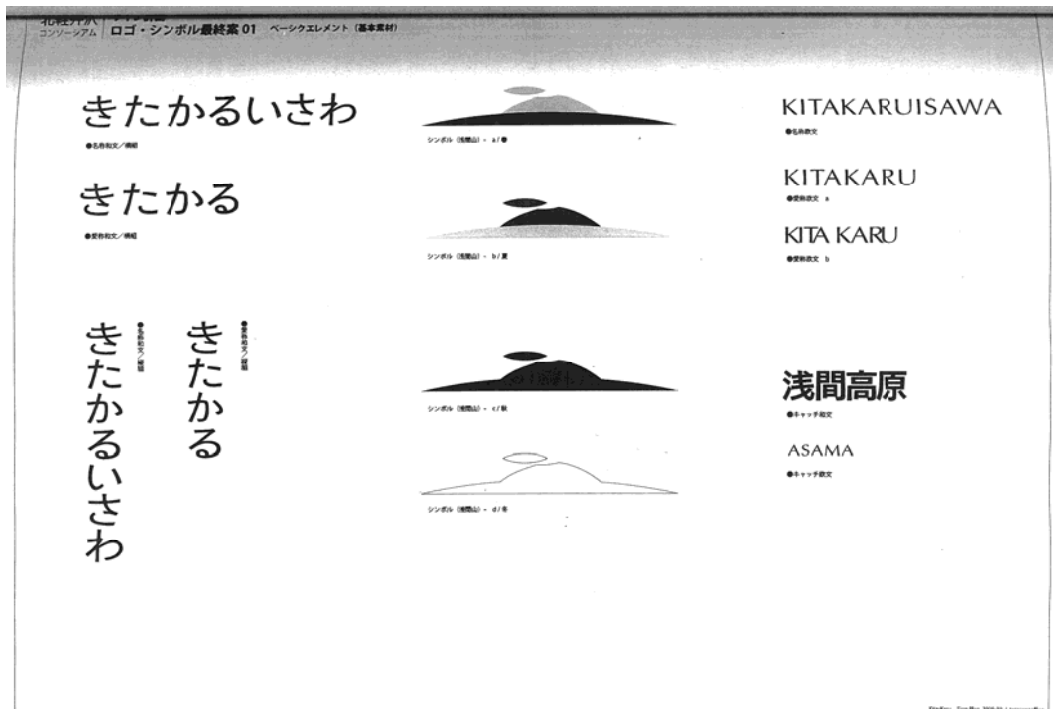
## 北軽井沢コンソーシアム協議会【平成21年度～平成22年度】

北軽井沢コンソーシアム協議会（以下、協議会という）は、北軽井沢地域における活力ある地域づくりを進める手法として、産学官の連携・協働の協議会を設立しました。

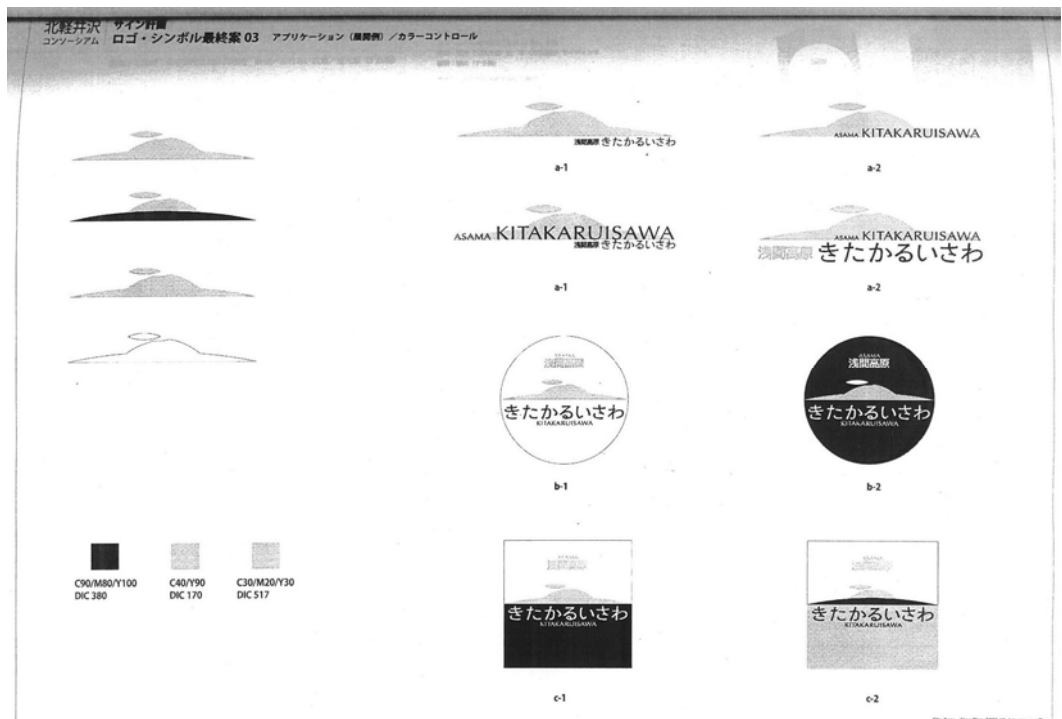
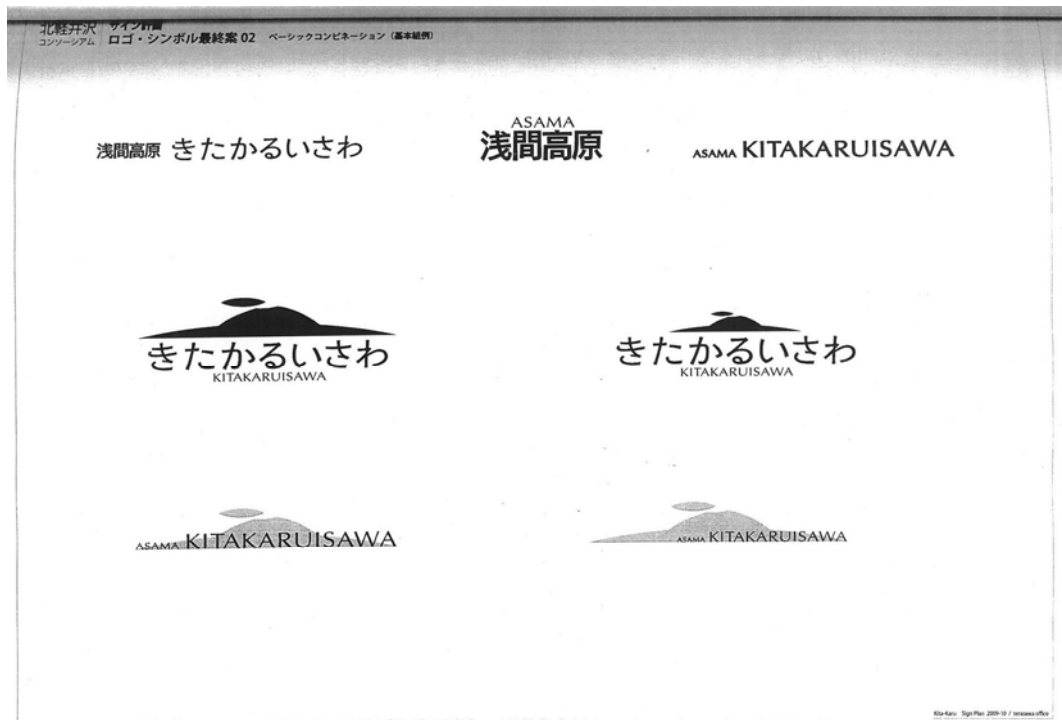
その中の「サイン検討部会」では、地域資源の洗い出しとサインの現状を分析し、課題の抽出とサインを通じた地域活性化のためのアイデアを検討しています。



【ロゴ・シンボル最終案】



資料：「北軽井沢コンソーシアム協議会平成21年度事業報告書」(H22.3 北軽井沢コンソーシアム協議会)  
 資料：「北軽井沢コンソーシアム協議会平成22年度事業報告書」(H23.3 北軽井沢コンソーシアム協議会)



資料：「北軽井沢コンソーシアム協議会平成 21 年度事業報告書」(H22. 3 北軽井沢コンソーシアム協議会)  
 資料：「北軽井沢コンソーシアム協議会平成 22 年度事業報告書」(H23. 3 北軽井沢コンソーシアム協議会)

# 【マップサイン】

**北軽井沢 コンソーシアム** **サイン計画**  
 新築みよようこそサイン、マップサイン / 10.1.7  
 設置予定場所：長野県北軽井沢町内 砂塚/ふれあい広場/堂光原 (3カ所)

※サイン自由タイプ

**a. 切妻屋根型新築みサイン**  
 3,250  
 2,650  
 マップサイン版画  
 φ=2,000  
 ステンレス製  
 マップデータ出力版り

**b. 切妻屋根型新築み (マップ+ようこそ) サイン**  
 5,800  
 2,400×1,800  
 マップサイン版画  
 φ=2,000  
 ようこそサイン版画  
 ステンレス製  
 マップデータ出力版り

**c. 片流屋根型新築みサイン**  
 3,200  
 φ=2,000  
 ようこそサイン版画  
 ステンレス製  
 マップデータ出力版り

**d. 山型新築みサイン**  
 1,500  
 3,000  
 1,000×1,500  
 ステンレス製  
 マップデータ出力版り

【製作・設置・取付に際する注意事項とお問い合わせ先】  
 ●お問合せ先  
 1. このサインは、新築みされている山小屋の入口をイメージした、山小屋の壁面をつくり、ナラの木の質感の壁を美しく自然に組み上げてサインの壁面とする。  
 2. 壁は、新築みする際、必ずしも壁面から左右に壁を出す。自然、軒も出して瓦葺きの2バターンがあり、木製デザインで仕上げ。  
 3. 屋根は切妻と片流の2バターンがあり、木製デザインで仕上げ。  
 4. 外壁は自然の壁面にするが、壁については瓦葺きする。自然の壁面にして、打ち建てたり組み替える。切り口の美しさを大切にする。打ち建てても構わない。  
 ●サイン壁  
 1. サイン版画は、ステンレス(304)で腐食しにくく強度のあるものをつくり、本体の壁面に付けるか壁から自立させる。  
 2. 版画の厚さは、データにて発注。別売のインクジェット出力版り又は、マーケティングフィルムで覆装する。  
 ●設置場所  
 1. ようこそサインでも、こまめな(マップ)サインとしても、必ずしも対応可能な設置場所によって高度調整する。(又は、金球するもあるが)。  
 2. 新築み内蔵は、地元のイベントとして掲載をみる。  
 ●新築みの方法は、特に必要に応じて工費が求められる。

**北軽井沢 コンソーシアム** **サイン計画**  
 切り株型丸太小屋マップサイン / 10.1.7  
 設置予定場所：長野県北軽井沢町内 観光台周辺/ふれあい広場/流明吹場 (3カ所)

※管理可能地域では、収納や子どもたちの遊び空間として利用する。

3,500  
 2,750  
 4,000  
 2,500  
 2,400×1,800  
 4,000

【製作・設置・取付に際する注意事項とお問い合わせ先】  
 ●お問合せ先  
 1. このサインは、あなたから丸太小屋をつくるように製作する。自然、建物の壁面のようにきつめに仕上げはしない。  
 2. 外壁は丸太の切り株をたてに組み、可能な限り切り株をイメージしたつくりにする。片流の屋根の形状も必ずしも真横にならない。  
 3. 内部の壁面は、自然の丸太の壁、漆喰で仕上げをみる。  
 4. 壁、ドアは、フェリスワークのツリーハウスを参考に製作する。(内部照明を組み込み、夜間の背照光を出しても良い)。  
 5. 設置場所によっては、内部を収納として使うことも検討する。観光客の動線など管理可能な地域では、子ども達で遊べるようにする。  
 ●サイン壁  
 1. サイン版画は、ステンレス(304)で腐食しにくく強度のあるものをつくり、本体の壁面に付けるか壁から自立させる。  
 2. 版画の厚さは、データにて発注して販売性のインクジェット出力版り又は、シルクスクリーン印刷で仕上げ。  
 ●設置場所  
 1. きのこタワーやきのこハウスとセットで設置することも予定されるので、バランスのある位置関係を検討する。  
 2. 設置場所の環境上サイズを再検討する必要がある。  
 ●その他  
 可能な限り、他のオブジェを付加して設置現場全体を演出したい。カラマツオブジェやツリーサイン、キノコオブジェ等

マップ版画  
 2,400×1,800  
 ステンレス製、マップデータ出力版り  
 又は、(シルクスクリーン) (マップデータは発注)

きのこオブジェ  
 カラスクランティックデザインによる  
 カラマツオブジェ

資料：「北軽井沢コンソーシアム協議会平成 21 年度事業報告書」(H22.3 北軽井沢コンソーシアム協議会)  
 資料：「北軽井沢コンソーシアム協議会平成 22 年度事業報告書」(H23.3 北軽井沢コンソーシアム協議会)

## 【ロゴマーク・登録商標】

平成 21 年度に作成されたサイン計画に基づいて、「ようこそサイン」の設置を行いました。

また、作成されたロゴ・シンボルの登録商標を行い活用しています。

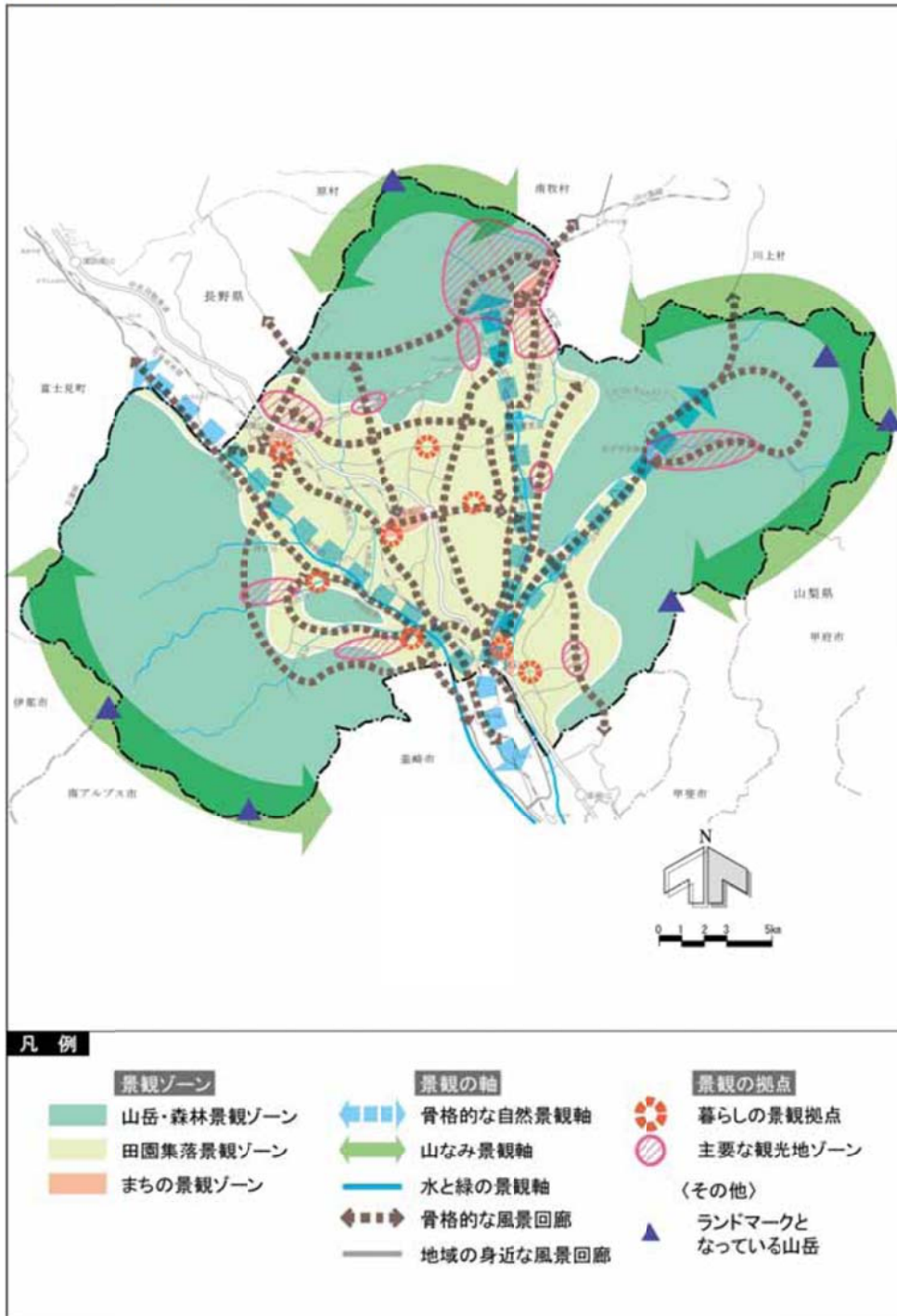


資料：「北軽井沢コンソーシアム協議会平成 21 年度事業報告書」(H22.3 北軽井沢コンソーシアム協議会)  
資料：「北軽井沢コンソーシアム協議会平成 22 年度事業報告書」(H23.3 北軽井沢コンソーシアム協議会)

## 北杜市景観計画

北杜市は、山梨県北西部に位置し、周囲をハケ岳、南アルプス、秩父山地の3つの山岳地域に囲まれ、そこに広がる山麓エリア、大小の河川と変化のある大地の構造を土台に、優れた眺望、豊かな自然、まちや農山村、歴史文化的景観などが展開しており、これらは、本町と類似した事例となります。

### ■北杜市の景観構造



資料：「北杜市景観計画」(H22.3 北杜市)

## 【行為の制限】

北杜市では、田園集落景観形成地域と山岳高原景観形成地域ごとに別々の行為の制限を定めています。

眺望景観を保全するため、山岳高原景観形成地域における行為の制限値を設定しています。

### 【田園集落景観形成地域】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ13m又は行為部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更		
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ3mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ20mを超えるもの
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ13mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ13m又は築造面積500㎡を超えるもの
土地の形質の変更		行為面積1,000㎡を超えるもの又は高さ3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為面積が1,000㎡を超えるもの又は高さ5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積		高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした伐採面積が300㎡を超えるもの	

### 【山岳高原景観形成地域】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	行為部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ1.5mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの (特定区域については、高さ10mを超えるもの)
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
土地の形質の変更		行為面積300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為面積が300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積		高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした高さ10mを超えるもの又は伐採面積300㎡を超えるもの	

資料：「北杜市景観計画」(H22.3 北杜市)



## 一関市本寺地区景観計画

一関市の本寺地区は、平泉文化遺産のひとつとして中世荘園の姿を今に伝える歴史文化的な景観と、中世からの農業が営まれてきた美しく伝統的な農村景観が共存し、多様に構成する景観を形成しています。

今も色濃く残る農村景観が現存する本寺地区は、本町と類似した事例となります。



ランドマーク：  
山王窟



景観的な軸（道路景観）：  
国道 342 号線



景観敵的ノード：  
国道と県道栗駒・衣川線の交差点



まとまりのある地域：  
若神子社周辺の水田



眺望：  
慈恵塚参道から栗駒山方向の眺望



構造的な地形景観（狭窄部）：  
鎚懸付近



資料：「本寺地区景観計画」（H18.2 一関市）

## 【景観形成方針】

本寺地区の景観は歴史と自然を基調としており、人工的な景観によって損なわれやすい傾向があります。そのため、人工物の扱いのうち、影響が大きいと予測される行為には、あらかじめルールを決めて対処することが必要であると、対処方策を以下のようにしています。

### ① 自動販売機を始めとした工作物の規制誘導を行う

- ・野立の自動販売機は設置しない。店舗やその他の建築物に付帯する場合はその限りではない。
- ・歴史と自然を基調とした景観に影響が大きい鉄塔やその他の工作物は、極力建設を抑制する。やむを得ず建設する場合は、道路から後退し、色彩や緑化によって目立たないようにする。



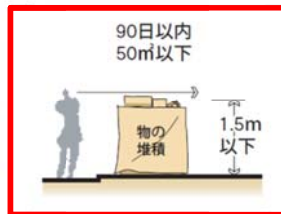
野立の自動販売機は設置しない（上図は、自動販売機設置のモニター写真）

### ② 屋外における物の堆積の規制誘導を行う

- ・多くの人に見える場所に、廃棄物や建築資材、コンテナ、その他の再生資源等を堆積すると雑然とした印象を与えるので、長期にわたるものを抑制する。
- ・農業目的の物の堆積はその限りでない。



沿道等での景観的に不調な物の堆積が課題



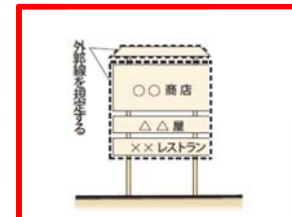
物の堆積は避ける。やむを得ない場合は樹木等で目立たないようにする

### ③ 屋外広告物について規制誘導を行う

- ・国道沿いなどを中心として本寺地区全体において、屋外広告物の乱立を避け、屋外広告物の規模や意匠形態が伝統的農村景観と調和するよう、今後関係機関と協議し、地区の屋外広告物条例を定めて規制誘導を行う。



沿道の屋外屋外広告物が課題



例えば、今後屋外広告物条例を定めて必要な看板の集合化を誘導

## 【行為の制限】

開発や建設など既存の景観を変更する行為のうち、景観への影響の大きい行為について、景観法に基づく届出を求めて行為の規制等を行っています。

本寺地区では、遠景である山の眺望や近景の田園風景の眺望を保全するために制限値を設定しています。

届出が必要な行為（景観法第13条第1項及び一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例第2条第1項）

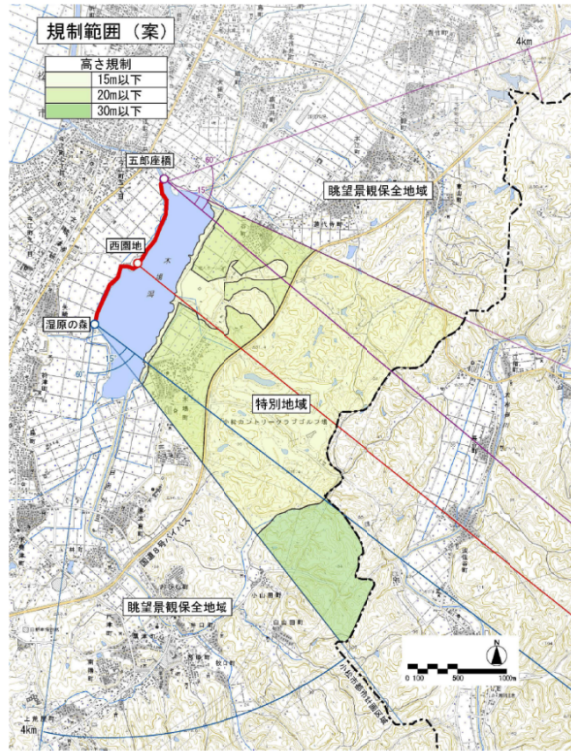
区 分		規模等
建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転	建築面積が10㎡を超えるもの
	建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更	道路に面した外観の変更で当該変更に係わる面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、柱、高架水槽、屋外照明等 高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等 高さ5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの
		擁壁、さく、塀等 高さ1.5mを超えるもの
	電線路等	電柱等 高さ10mを超えるもの
		変圧器等の地上機器等 設置する変圧器等の地上機器全てのもの
	自動販売機及びその付帯施設	高さ1mを超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為の面積が10,000㎡以上のもの（都市計画法第29条第2項）
土石の採取又は鉱物の掘採	土石の採取、鉱物の掘採	採取又は掘採に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又は当該行為に伴い生ずるのり面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
土地の形質の変更	のり面、擁壁、土地の造成等	変更に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又はのり面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの
木竹の伐採	木竹の伐採	高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの
屋外における物の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（堆積する期間が90日を超えるものに限る）	堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超えるもの

資料：「本寺地区景観計画」（H18.2 一関市）

石川県では、「いしかわ景観総合条例」に基づき同計画を策定している。

計画の中では、視点場3か所に対する視対象2箇所を指定し、建築物等の高さ、色彩を規制誘導している。

別図1 <白山眺望景観保全地域（木場潟）>



別表1 届出対象行為一覧

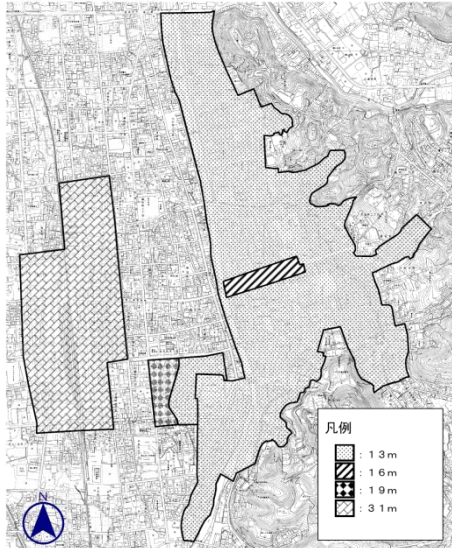
行為の種類	届出対象規模		
	景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ13mを超えるもの又は建築面積500㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの又は建築面積200㎡を超えるもの
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更			
煙突			
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者保安設備除く）			
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの			
高層水櫃、サイロ、物見塔その他これらに類するもの			
旗竿			
乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの	高さが13mを超えるもの	高さが13mを超えるもの	高さが10mを超えるもの
ウォータージェット、コースターその他これらに類する高層の遊戯施設	※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが13mを超えるもの	※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが13mを超えるもの	※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが10mを超えるもの
メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの			
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設			
石油、ガス、液化石油ガス、炭物、鋼材等の貯蔵し、又は処理する施設			
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設			
築造面積が500㎡を超える自動車乗員の用に供する立体的駐車場施設			

資料：「本寺地区景観計画」（H20.12 石川県）

高山市「景観計画」 ～都市計画区域、及び中橋から陣屋への眺望～

高山市では、眺望景観を保全するため、高さの最高限度を3つのエリアに分けて指定している。

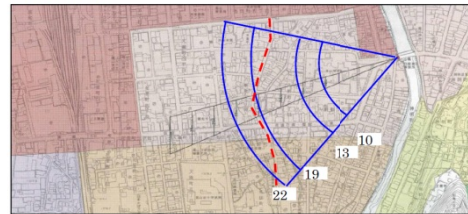
そのうち都市計画区域では、4つの重点区域毎に高さの基準を定めている。



高山地域における上記以外の高さの最高限度の基準は2.2mとする。  
ただし、伝統的建造物群保存地区、市街地景観保存区域、景観重点区域、都市計画等により別途規定されている場合はそれぞれの基準とする。

【眺望景観での検討】

中橋から陣屋への眺望



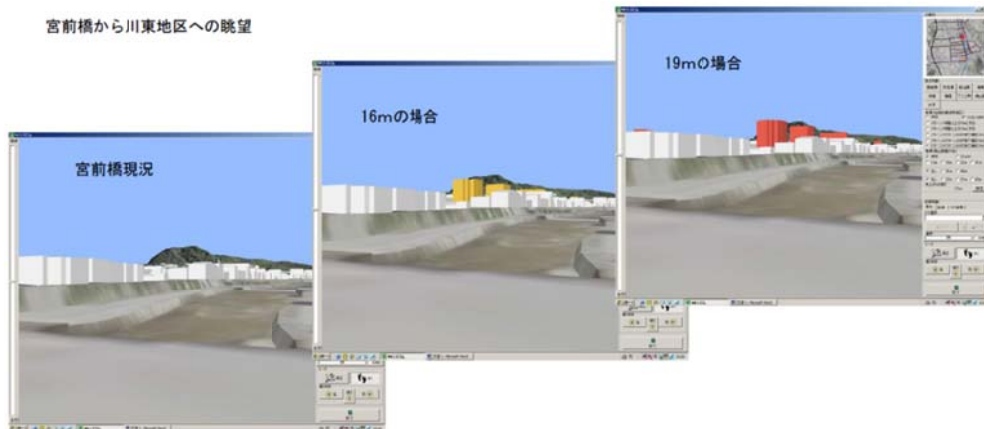
現在の陣屋



陣屋の背景が乱れた場合



宮前橋から川東地区への眺望



資料：「高山市景観計画」(H18.12 高山市)

## 2 事業・補助制度

### 街なみ環境整備事業【社会資本整備総合交付金】

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う地方公共団体及び土地所有者等に対して国等が必要な助成を行う制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的としています。

#### ■ 概要

##### ○ 事業主体

協議会、民間事業者、地方公共団体 等

##### ○ 地区要件

本事業の地区施設整備等は、街なみ環境整備方針において定める「街なみ環境整備促進区域」の中に定める「街なみ環境整備事業地区」において実施されます。

これらの要件は、以下のように定められています。

1. 街なみ環境整備促進区域（面積1ha以上かつ、次の要件に該当する区域等）
イ. 接道不良住宅率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
ロ. 幅員6m以上の道路の延長が道路総延長の1/4未満かつ、公園等の面積の合計が、面積の3%未満
ハ. <b>景観計画区域</b> または景観地区を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域を含む区域、及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域
2. 街なみ環境整備事業地区
1. の区域内において、地区面積0.2ha以上かつ、土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区（ただし、 <b>景観計画区域</b> または景観地区、歴史的風致維持向上計画の重点区域においては「街づくり協定」は不要）

##### ○ 助成対象及び事業実施主体

項目	事業主体	国交付率
1. 協議会活動助成費	協議会など	地方公共団体が補助する額の1/2
2. 整備方針策定費	市町村など	費用の1/2（ただし770千円/haまで）
3. 街なみ整備事業費	市町村など	費用の1/2又は1/3
4. 街なみ整備助成事業費	民間事業者 建築物所有者等	地方公共団体が補助する額の1/2又は当該補助対象事業費の1/3のいずれか低い額

## ○ 事業内容

### 1. 協議会活動助成事業

→ 協議会が行う街なみ形成方策の検討に対して市町村が補助する事業

<補助の対象となる事業>

○ 勉強会、見学会、資料収集、コンサルタント派遣等
---------------------------

### 2. 整備方針策定事業

→ 市町村等が行う整備方針策定に対して国が補助する事業

<補助の対象となる事業>

○ 現況調査、物件等調査、整備方針策定
---------------------

### 3. 街なみ整備事業

→ 市町村等が行う整備に対して国が補助する事業

<補助の対象となる事業>

○ 道路、通路、小公園・広場・緑地等・遊具等、下排水施設等の整備、測量・調査・設計（地区施設整備）
○ 屋外消火栓、防火水槽等の整備（地区防災施設整備）
○ 集会所等の整備（生活環境施設整備）
○ 空家住宅等除却
○ 電線地中化、水路、ストリートファニチャー、案内板、その他良好な街なみ形成のため必要と認められるもの（その他大臣が必要と認めるもの）
○ 事業計画策定

### 4. 街なみ整備助成事業

→ 住民等が行う整備に対して市町村が補助する事業

<補助の対象となる事業>

○ 門、塀、樹木等の移設
○ 外観に係る経費（住宅等修景）
○ 屋外に露出している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の隠ぺい等（建築設備等修景）
○ 門、塀、柵、植栽、街灯等の整備（外構修景）
○ 外観における色彩の修景（色彩修景）
○ 分筆登記
○ 共同建替等の共同施設整備

交付補助事業の範囲

内 容	説 明	国庫補助率
(1) 協議会活動助成事業	協議会の活動として行う勉強会、見学会、資料集収集等の費用	1/2 <sup>*1</sup>
(2) 整備方針策定事業	現況調査費、物件等調査費、整備方針策定費	1/2
(3) 街なみ整備事業費	街なみ環境整備事業地区を整備するために要する以下の費用	1/2
1.事業計画策定費	街なみ環境整備事業計画の策定及び説明会開催に必要な費用	
2.地区施設整備費	道路整備、通路整備、小公園及び緑地等整備、下排水工事、測量・調査・設計費	
3.地区防災施設整備費	防災性の向上に資する施設に要する費用（屋外消火栓・防火水槽等）	
4.生活環境施設整備費	街なみ形成のための活動支援又は景観形成のために設置する施設に要する費用	
5.空家住宅等除却費	空家住宅の除却費用	
6.景観重要建造物整備	景観重要建造物の修理、買取り、移設に要する費用	1/3
7.歴史的風致形成建造物整備	歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原に要する費用	1/2
8.その他国土交通大臣が必要と認める費用	良好な街なみ形成のため必要であると大臣が認めるものの費用	
(4) 街なみ整備助成事業	街なみ環境整備事業地区を整備するために要する以下の費用の助成	1/2 <sup>*2</sup>
1.門、塀、樹木等の移設費	土地を供出するために、門、塀等を移設に要する費用	
2.分筆登記費	供出した土地の登録に要する費用	
3.修景施設整備費	住宅及び住宅等の敷地の修景を行う場合に必要の費用	
4.共同建替等共同施設整備費	共同・協調建替建築物等に係る調査設計、共同施設整備等費用	
5.景観重要建造物整備	景観重要建造物の修理、買取り、移設等に要する費用	
6.歴史的風致形成建造物整備	歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原等に要する費用	

(※1) 事業主体の補助に要する費用の 1/2

(※2) 事業主体の補助に要する費用の 1/2 又は 1/3 のいずれか低い額



【事例：街なみ整備助成事業】

千葉県市川市  
中山山東地区（中山参道） [参道に調和した統一看板設置の様子]



出典：「市川市 HP」(URL : <http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit01/1111000080.html>)

千葉県市川市 中山山東地区（中山参道） [修景整備した店舗の様子]



出典：「市川市 HP」(URL : <http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit01/1111000080.html>)

【事例：街なみ整備事業】

千葉県市川市 中山山東地区（中山参道） [参道の美装化]



The 'Before' image shows a narrow street with a mix of asphalt and cobblestone paving, utility poles, and buildings. The 'After' image shows the same street with a more uniform and aesthetically pleasing cobblestone paving, improved lighting, and a cleaner appearance.

Before After

出典：「市川市 HP」(URL : <http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit01/1111000080.html>)

愛知県内子町 成留屋地区 [通路の築造・舗装]



The top row shows a path before and after paving with cobblestones. The bottom row shows a path before and after paving with a different cobblestone pattern. The 'Before' images show unpaved or poorly paved paths, while the 'After' images show well-constructed and paved paths.

整備前 舗後

整備前 舗後

出典：「裕な住まい・まちづくり推進会議 HP」(URL : <http://www.yutakana.jp/messageboard/index.php#4>)

熊本県不知火町 松合地区 [案内板の整備]



出典：「裕な住まい・まちづくり推進会議 HP」(URL : <http://www.yutakana.jp/messageboard/index.php#4>)

島根県出雲市 今市地区 [埋込プレート]



出典：「裕な住まい・まちづくり推進会議 HP」(URL : <http://www.yutakana.jp/messageboard/index.php#4>)

千葉県市川市 中山山東地区 (中山参道) [公衆トイレの整備]



出典：「市川市 HP」(URL : <http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit01/1111000080.html>)